

# 移送費の申請について

緊急治療の必要があり、移動困難な重病人やけが人が医師の指示によりやむを得ず寝台自動車などで入院・転院した場合、その費用を支払った後に窓口への申請により審査・決定した額が支給されます。

申請期間は、移送費用を支払った日の翌日から2年間です。(支給は口座振込で行います。2年を超えた場合は支給できません)

移送費の支給要件 ※1～3のすべてに該当する必要があります。

1. 患者が移送の目的である病気やけがにより、移動が困難であること
2. 移送の目的である病気やけがの治療が、保険診療として適切であること
3. 緊急その他やむを得ないこと

## ○支給対象となる事例○

- 災害現場等で負傷し、医療機関に緊急移送されたとき
- 離島などで病気やけがをし、その症状が重篤かつ付近の病院では適切な医療が受けられないなどの理由で移送したとき
- 臓器移植手術のため、医師が派遣され臓器を採取し搬送したとき
- 隔離が必要な感染症により、専門の医療機関へ緊急に入院するため移送されたとき

等

(⇒・医学的見地から、緊急入院・転院の必要性がある。  
・救急車を利用できない明確な理由がある。  
・移送先の病院でないと治療できない理由がある。)

## ●支給対象とならない事例●

- ◆ 緊急入院した後、意識は改善したが全身状態が不良のため、かかりつけの病院へ転院したとき
- ◆ 家族の付き添いが必要なため、遠方の病院から自宅近くの病院へ転院したとき
- ◆ 本人の希望により治療方針の異なる病院へ転院したとき
- ◆ リハビリに専念するため、入院中の病院からリハビリ施設の整った病院へ転院したとき(最初の病院でもリハビリは行える)

等

(⇒・入院・転院に緊急性が認められない。  
・転院前の病院でも同等の治療が受けられる。)

## 申請に必要なもの

- (1) 申請書 (申請受付時に発行します。)
- (2) 医師の意見書 (別添の用紙を使用してください。)
- (3) 領収書 (内訳が記載されたもの)
- (4) 国民健康保険証
- (5) 世帯主のマイナンバー通知カードまたは個人番号カード
- (6) 世帯主の身元確認書類 (運転免許証、パスポートなど)
- (7) 振込先の口座のわかるもの

} 写しでも可

※国民健康保険料に滞納がある世帯については世帯主の押印が必要になる場合があります。

《申請・問い合わせ先》

台東区役所 国民健康保険課 給付係  
(2階 ⑭番窓口)

03-5246-1253 (直通)